

|                                |                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div> <div>名古屋市公報</div> </div> | <div> <div>令和 3年11月25日</div> <div>第129号</div> </div>                                                                                                               |
|                                | <div> <div> <div>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</div> <div>発行所 名古屋市役所</div> <div>電話 [052] 972-2246</div> </div> <div> <div>編集兼</div> <div>発行人 名古屋市総務局行政部法制課長</div> </div> </div> |

| 目                                                | 次                    | ページ |
|--------------------------------------------------|----------------------|-----|
| 規                                                | 則                    |     |
| ○ 名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則        | (子青・総務課) (第96号)      | 3   |
| 告                                                | 示                    |     |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                   | (環境・地域環境対策課) (第587号) | 5   |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について | (環境・地域環境対策課) (第588号) | 6   |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について   | (環境・地域環境対策課) (第589号) | 7   |
| ○ 道路に関する告示                                       | (緑土・道路利活用課) (第590号)  | 8   |
| ○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について                        | (健福・高齢福祉課) (第591号)   | 11  |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について                           | (健福・障害者支援課) (第592号)  | 12  |
| ○ 指定一般相談支援事業者等の指定について                            | (健福・障害者支援課) (第593号)  | 15  |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について                            | (健福・障害者支援課) (第594号)  | 16  |
| 公                                                | 告                    |     |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告                  | (経済・地域商業課)           | 18  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告                  | (経済・地域商業課)           | 20  |
| ○ 農業委員会総会の開催公告                                   | (農業委員会)              | 22  |

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則（第96号）

### 1 改正内容

- (1) 被保険者の電子資格確認の導入に伴い、様式を改めます。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

### 2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則（以下「改正前規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則（以下「改正後規則等」という。）の規定に基づいて提出されたものとします。
- (3) この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則等の規定にかかわらず、当分の間、使用することができます。

名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3年11月19日

名古屋市長 河 村 た か し

## 名古屋市規則第96号

名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則  
の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第 6条の 2の 3中「第 6条の 2第 8項」を「第 6条の 2の 2第 9項」に改める。

第 3号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

|        |  |
|--------|--|
| 被保険者証の |  |
| 記号及び番号 |  |

」を「

|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 記 |  | 番 |  |
| 号 |  | 号 |  |

」に

改める。

(名古屋市母子保健法施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市母子保健法施行細則（昭和41年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

|                   |
|-------------------|
| 被保険者証等の<br>記号及び番号 |
|-------------------|

」を「

|        |  |        |
|--------|--|--------|
| 記<br>号 |  | 番<br>号 |
|--------|--|--------|

」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則（以下「改正前規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市母子保健法施行細則（以下「改正後規則等」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則等の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市告示第 587号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第12号に該当します。

令和 3年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区昭和町 8番の一部及び17番23の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・二—トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 588号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市南区南野一丁目73番 1の全部、73番 2の全部、74番 1の全部、75番 1の全部及び76番の全部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 589号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 136号により指定した措置管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 3年11月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市守山区大字中志段味字蟹原 126番の一部、 127番17の一部及び  
127番32の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

# 名古屋市告示第590号

## 道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年11月16日

名古屋市長 河村 たかし

## 道路の区域変更

| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路 線 名    | 道 路 の 区 域                 |                        |               |                    | 摘 要        |
|---------------|----------|----------|---------------------------|------------------------|---------------|--------------------|------------|
|               |          |          | 区 間                       | 変更<br>の<br>前<br>後<br>別 | 延 長<br>キロメートル | 幅 員<br>メートル        |            |
| 市道            | A        | 味鋤第138号線 | 名古屋市北区西味鋤三丁目<br>815番地先から  | 前                      | 0.011         | 5.94<br>～<br>7.80  | 第 1<br>附 図 |
|               |          |          | 名古屋市北区西味鋤三丁目<br>815番地先まで  | 後                      | 0.011         | 5.94<br>～<br>5.99  |            |
| 県道            | A        | 松河戸西枇杷島線 | 名古屋市北区東味鋤二丁目<br>17番地先から   | 前                      | 0.231         | 4.80<br>～<br>13.80 | 第 2<br>附 図 |
|               |          |          | 名古屋市北区東味鋤三丁目<br>1116番地先まで | 後                      | 0.231         | 4.80<br>～<br>39.50 |            |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課



第 1 附図



凡 例

 区域変更により廃道する部分



10

名古屋市告示第 591号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

令和 3年11月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

令和 3年11月17日、12月15日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 592号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年11月18日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地      | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                   | サービス等の<br>種類                     | 事業所番号      | 指定年月<br>日       |
|--------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|------------|-----------------|
| 株式会社ガイアカンパニー<br>名古屋市中区錦三丁目 4番12号     | みかん<br>名古屋市中村区中島町 1丁目29番地の 1          | 就労継続支援<br>A型                     | 2310101635 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 株式会社クロス・コミュニティ<br>大阪府中央区南船場三丁目 1番16号 | マイ・スタイル金山事業所<br>名古屋市熱田区新尾頭一丁目 6番13号   | 就労移行支援                           | 2311100727 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 株式会社NEXT HOPE<br>名古屋市中川区神郷町 1丁目 7番地  | デイサービスネクストホープ千代田<br>名古屋市熱田区千代田町13番16号 | 生活介護<br>自立訓練（機能訓練）<br>自立訓練（生活訓練） | 2311100735 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 合資会社すずらん                             | ヘルパーステーション                            | 行動援護                             | 2311200261 | 令和 3年           |

|                                               |                                                   |                                |            |                 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------|------------|-----------------|
| 名古屋市港区竜宮町 1番地の45                              | ヨンすずらん<br>名古屋市港区竜宮町 1番地の45                        |                                |            | 11月 1日          |
| 株式会社ゆめいち<br>名古屋市中村区井深町 1番 1号                  | ゆめいちみなとN<br>E S T<br>名古屋市港区善南町40番地                | 就労継続支援<br>B型                   | 2311201061 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 株式会社F i v e<br>ーQ<br>名古屋市中川区一色新町二丁目2202番地     | 訪問介護事業所フ<br>ァイブキュー<br>名古屋市中川区一色新町二丁目2202番地        | 居宅介護<br>重度訪問介護                 | 2311301853 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 特定非営利活動法人亮と共助の会<br>名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目 8番 8号      | ヘルパーステーション結び<br>名古屋市千種区自由ヶ丘 2丁目 8番 8号             | 居宅介護<br>重度訪問介護                 | 2317101299 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 一般社団法人 t a<br>k e s t e p<br>名古屋市守山区東山町13番27号 | ヘルパーステーション t a k e s<br>t e p<br>名古屋市守山区東山町13番27号 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護 | 2317601967 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 合同会社コトナス<br>名古屋市名東区藤見が丘59番地                   | ヘルパーステーションおうちケア24<br>名古屋市名東区藤見が丘59番地              | 居宅介護<br>重度訪問介護                 | 2318001605 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| 株式会社さくら<br>名古屋市南区道全町 3丁目 2番地の<br>1            | ガッキー<br>名古屋市南区道全町 3丁目 2番地の<br>1                   | 就労継続支援<br>B型                   | 2318101215 | 令和 3年<br>11月 1日 |

|                                                |                                   |        |            |                 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------|--------|------------|-----------------|
| 一般社団法人アースエンジェルケアサポート<br>名古屋市中村区城屋敷町 2丁目57番地の 1 | マリアナちゃん<br>名古屋市中村区城屋敷町 4丁目 5番地の 1 | 共同生活援助 | 2320100320 | 令和 3年<br>11月 1日 |
| F Gマネジメント株式会社<br>名古屋市名東区猪高台一丁目 310番地の 2        | あい・らいふ<br>名古屋市緑区潮見が丘一丁目45番地       | 共同生活援助 | 2328500174 | 令和 3年<br>11月 1日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 593号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 3年11月18日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地   | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                       | サービス等の<br>種類     | 事業所番号      | 指定年月<br>日       |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|------------------|------------|-----------------|
| 株式会社むすび<br>名古屋市天白区植<br>田一丁目1306番地 | むすび相談支援セ<br>ンター<br>名古屋市天白区植<br>田一丁目1306番地 | 一般相談支援<br>特定相談支援 | 2336400177 | 令和 3年<br>11月 1日 |
|                                   |                                           | 障害児相談支<br>援      | 2376400178 |                 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 594号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年11月18日

名古屋市長 河 村 た か し

| 事業者（設置者）<br>の名称及び主たる<br>事務所の所在地                | 事業所（施設）の<br>名称及び所在地                            | サービス等の<br>種類                   | 事業所番号      | 廃止年月<br>日       |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------|------------|-----------------|
| 株式会社スマイル<br>ひよこ<br>名古屋市港区須成<br>町 1丁目 1番地の<br>7 | 訪問介護スマイル<br>ひよこ<br>名古屋市港区須成<br>町 1丁目 1番地の<br>7 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護 | 2311200972 | 令和 3年<br>10月10日 |
| 合同会社R H K U<br>名古屋市北区金田<br>町 6丁目16番地の<br>2     | 心春日和訪問介護<br>事業所<br>名古屋市熱田区森<br>後町11番地の 9       | 同行援護                           | 2311100362 | 令和 3年<br>10月31日 |
| 有限会社大地<br>名古屋市昭和区広<br>路本町 3丁目 1番<br>地の 2       | 訪問介護大地<br>名古屋市昭和区広<br>路本町 3丁目 1番<br>地の 2       | 居宅介護<br>重度訪問介護                 | 2316200076 | 令和 3年<br>10月31日 |
| 株式会社M J<br>名古屋市昭和区萩                            | 株式会社M J<br>名古屋市昭和区萩                            | 居宅介護<br>重度訪問介護                 | 2316200472 | 令和 3年<br>10月31日 |



|                                                            |                                                 |                |            |                 |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|------------|-----------------|
| 原町 5丁目16番地                                                 | 原町 5丁目16番地                                      |                |            |                 |
| 有限会社馬健<br>名古屋市名東区上<br>社三丁目 102番地                           | グランド・ケア訪<br>問介護事業所<br>名古屋市名東区上<br>社三丁目 102番地    | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 2318001134 | 令和 3年<br>10月31日 |
| ライフサポートケ<br>アサービス株式会<br>社<br>名古屋市守山区白<br>山三丁目 305番地<br>の 4 | グループホーム千<br>羽鶴<br>名古屋市名東区高<br>針二丁目2132番地<br>の 2 | 共同生活援助         | 2328000175 | 令和 3年<br>10月31日 |

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ名古屋守山店

名古屋市守山区青山台 628番 5 ほか 5筆

### 2 変更した事項

#### (1) 大規模小売店舗の所在地

| 変更前                       | 変更後                        |
|---------------------------|----------------------------|
| 名古屋市守山区青山台 628番 5<br>外 5筆 | 名古屋市守山区青山台 628番 5<br>ほか 5筆 |

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前  |                |                                 | 変更後  |                |      |
|------|----------------|---------------------------------|------|----------------|------|
| 名 称  | 代表者の<br>氏 名    | 住 所                             | 名 称  | 代表者の<br>氏 名    | 住 所  |
| 株ナフコ | 代表取締役<br>深町 勝義 | 北九州市小<br>倉北区魚町<br>二丁目 6番<br>10号 | 変更なし | 代表取締役<br>石田 卓巳 | 変更なし |

### 3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和 3年11月 4日

(2) 設置者については、平成30年 6月 2日

### 4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年11月 4日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月16日から令和 4年 3月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月16日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

港区木場複合店舗

名古屋市港区木場町 8番地17 ほか 3筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変更前               |                |                               | 変更後  |         |                                 |
|-------------------|----------------|-------------------------------|------|---------|---------------------------------|
| 名 称               | 代表者の氏 名        | 住 所                           | 名 称  | 代表者の氏 名 | 住 所                             |
| (株)Gー7バ<br>イクワールド | 代表取締役<br>西村 佳三 | 神戸市須磨<br>区弥栄台三<br>丁目 1番地<br>6 | 変更なし | 変更なし    | 神戸市須磨<br>区弥栄台二<br>丁目 1番地<br>の 3 |

### 3 変更の日

令和 3年 4月 1日

### 4 変更した理由

住所変更のため

### 5 届出の日

令和 3年11月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年11月16日から令和 4年 3月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 3月16日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年11月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

### 1 開催日時

令和 3年11月22日（月）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第73号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第74号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第75号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願について

第77号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第78号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第79号議案 遊休農地の認定について

名古屋市農業委員会事務局農政課